✔ 税の申告をしないとどうなるの?

市県民税の申告は、国民健康保険税や後期高齢者 医療保険料、介護保険料などの金額を計算する資料 にもなります。

平成30年中に無収入で税法上の扶養になってい ない方、収入が障害年金・遺族年金のみの方は、未 申告のままですと正確な税額の計算ができず、低収 入による保険税(料)の軽減を受けられない場合があ ります。

収入があるのに未申告だと、さまざまな給付・ 手当の金額や公営住宅の家賃などの正しい算定 ができません。

また、就学や融資のために必要な各種税証明 などの発行ができない場合があります(勤務先 からの給与支払報告書や日本年金機構などから の公的年金等支払報告書が提出されている場合 を除く)。

◆ 障害者控除や寡婦(寡夫)控除、忘れていませんか?

市県民税は、障害者控除(本人が障がい者の場合)や寡婦(寡夫)控除などが適用されると、合計所得金 額が125万円まで非課税となります。

※勤務先での年末調整や、公的年金などの「扶養親族等申告書」などによって既に申告している場合は、改めて申告を する必要はありません

1. 障害者控除

心身に障がいのある方、または心身に障がいがあ る親族を税法上の扶養親族としている方は、税額の 軽減を受けることができます。適用を受けるには、 次の①~⑤のいずれか1つが必要です(平成30年12 月31日が基準日)。

①身体障害者手帳(赤色) ②療育手帳(緑色) ③戦 傷病者手帳(黒色) ④精神障害者保健福祉手帳(青 色) ⑤障害者控除対象者認定書

※障害者手帳(身体・療育)の交付を受けていない65歳以上 の高齢者で、身体障がい者または知的障がい者に準ずる 方について、介護保険の要介護認定の資料を基に、障害 者控除の対象になるかどうかを判定します。対象と認め られる場合は、申請により申告時に必要となる「⑤障害者控 除対象者認定書」を発行します。申請は市の高齢福祉課、ま たは各行政センター市民サービス係で受け付けています

※青色または白色事業専従者に該当する場合は、税法上の扶 養親族になれません

2. 寡婦(寡夫)控除

税法上、配偶者と死別した場合や離別した場 合、税額の軽減を受けることができます。適用 を受けるためには、一定の要件(下表)がありま す(平成30年12月31日が基準日)。

●表:寡婦(寡夫)控除の適用を受けるための要件

寡婦(①または ②のどちらか に該当する方)	①夫と死別もしくは離別した後婚姻しておらず、所得が38万円以下の生計を共にする子または扶養親族がいる
	②夫と死別した後婚姻しておらず、合計所 得金額が500万円以下である
特別の寡婦	上の①の条件に加え、扶養親族である子があり、かつ合計所得金額が500万円以下である
寡夫	妻と死別もしくは離別した後婚姻しておらず、所得が38万円以下の生計を共にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下である

ご不明な点はご相談ください ◇◇◇担当者から◇◇◇



申告の受け付けは、市民の皆さんに直接関わる仕事の1つです。

受け付けの際には、税金の仕組みを正しく理解していただけるよ う、親切で分かりやすい説明を心掛けたいと思います。

約1カ月という短い期間に1万件近くの申告を受けるため、申告 会場は非常に混雑します。待ち時間を少しでも短くしていただくた めに、事前に申告資料の作成や整理をするなどのご協力をお願いし

申告についてご不明な点がありましたら、お早めに税務署や税務 課市民税係までご相談ください。

(市県民税申告)

の受け付けが始まります

くわしくは

所得税の確定申告について…鹿沼税務署 ☎0289-64-2151 市県民税申告について…税務課 市民税係 ☎21-5113

鹿沼税務署での確定申告

期間…2月18日(月)~3月15日(金) 午前9時~午後4時

会場…鹿沼商工会議所アザレアホール (鹿沼市睦町287-16)

※上記の期間外は鹿沼税務署で申告してください ※所得税の還付申告は1月4日(金)から鹿沼税務 署で受け付けを開始します

※土曜・日曜日、祝日を除く

日光市研修センター

日光行政センター 2階多目的室

下の申告会場が変更になります

藤原総合文化会館

藤原行政センター 2階多目的室

※その他の会場については「申告のお知らせ」をご覧ください

▶日光市内での確定申告・市県民税申告

期間…2月18日(月)~3月15日(金)

※所得税の還付申告は2月1日(金)から各地域で受 け付けを行います。詳細については「申告のお知 らせ」をご覧ください

※鹿沼税務署から書類(はがきや申告用紙など)が送 付された方は、その書類をお持ちください

※土曜・日曜日、祝日を除く





申告の準備にお役立てください「【申告のお知らせ】はじまります! 税の申告」

申告に必要な書類や持ち物など詳細について は、今月号の広報と一緒に配布した「【申告のお 知らせ』はじまります! 税の申告」に記載して いますので、準備にお役立てください。また、 ご不明な点は、あらかじめ税務署や税務課市民 税係にお問い合わせください。



ー 詳しくはごちらをご覧ください。 みしているとうなどと見ている。 中生の期限間近は大変混雑します。 中的の申告にご協力ください!

| 2019年1月号